

湯河原町高齢者補聴器購入費助成金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 5 月 22 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、加齢により聴力が低下し、日常生活に不便さを感じている高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者
- (2) 介護保険施設及び有料老人ホーム等高齢者施設に入所（居）していない者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費（補聴器）の支給対象者でない者
- (4) 補聴器相談医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定）から加齢による難聴のため補聴器の使用が必要であることが証明されている者
- (5) 公益財団法人テクノエイド協会の認定を受けた認定補聴器専門店（以下「認定補聴器専門店」という。）又は認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店（以下「補聴器販売店」という。）で補聴器を購入した者
- (6) 申請年月日が当該補聴器を購入した日の年度内であること
- (7) 町税等（湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成20年湯河原町条例第1号）に規定する町税等をいう。）を滞納していない者

(助成対象経費)

第 3 条 助成の対象となる経費は、管理医療機器認定を取得した補聴器本体の購入に要する経費とし、修理及び医療機関への受診費用等は含まないものとする。

(助成金額)

第 4 条 助成金の額は、助成の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、3万円を限度とする。

(助成金額の特例)

第5条 第2条の規定にかかわらず、同条各号(第5号を除く。)のいずれにも該当する者で次の各号のいずれかに該当するものの助成金の額は、助成の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)とし、6万円を限度とする。

- (1) 補聴器適合検査施設を受診し、適合検査を受けた後、認定補聴器専門店又は補聴器販売店で補聴器を購入した者
- (2) 認定補聴器専門店で補聴器を購入した者

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、湯河原町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、第4条の適用を受けようとするものは第1号から第3号に掲げる書類を添付し、又は第5条の適用を受けようとするものは第1号から第4号に掲げる書類を添付し、町長に申請するものとする。

- (1) 補聴器購入にかかる領収書
- (2) 課税台帳等閲覧承諾書(様式第2号)
- (3) 湯河原町高齢者補聴器購入費助成金についての医師証明書(様式第3号)
- (4) 湯河原町高齢者補聴器購入費助成金補聴器適合確認証明書(様式第4号)

(助成金の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するとともに、湯河原町高齢者補聴器購入費助成金交付決定(却下)通知書(様式第5号)により申請書に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、湯河原町高齢者補聴器購入費助成金交付決定(一部)取消通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(機器の管理等)

第9条 助成金の交付を受けた者は、助成を受けた補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補聴器の故障等の理由により、医療機器としての機能を果たさなくなった場合及び取得日から5年が経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。ただし、第5条の規定は、令和8年6月1日から施行する。